



広報

2018 June No.344

みはら



土佐硯の里



村税納付

期限のおしらせ

- 村県民税 第1期 平成30年7月 2日まで
- 固定資産税 第2期 平成30年7月31日まで
- 国保税 第1期 平成30年7月31日まで

よろしくお願いします。

6

人口と世帯数 | 総人口：1,582人 | 男：771人 | 女：811人 | 世帯数：778世帯

(平成30年4月30日現在)

議会だより

平成30年6月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

3月定例会

- 村長行政報告 ①ページ
- 村政のここが聞きたい・一般質問 ①～③ページ
- 3月定例会議案審議 ③～④ページ
- 3月定例会議案の賛否一覧 ④～⑤ページ
- 第2回臨時会・第3回臨時会 ⑥ページ
- 常任委員会の動き ⑥ページ

村長行政報告

平成28年度から稼働を開始した、ユズ選果搾汁施設に加え平成25年度は、ユズ加工施設でユズ菓子製造なども稼働を開始した。6次産業化は地元雇用の創出や所得向上につながり、12名が継続雇用されている。

集落活動センターやまびこが運営するカフェは、4月でオープン2年目となる。29年度の来店者は1万1千78人で前年度同時期の1.2倍となり、村内外からリピーターも多く地域活性化の重要な役割を果たしている。

29年度当初から検討、協議して参りました法人化については、2月の推進協議会委員臨時総会で承認され、一般社団法人三原村集落活動センターとして、信頼性の高い組織づくり、村民ニーズに応えられる取り組みが出来るよう村として支援する。

中央公民館新築移転に向

けての進捗については、排水構造物工事は完了、設計委託業務は、プロポーザル審査委員会で最優秀者を決定。12月19日締結、配置図、平面図などを基に建築検討委員会での協議を行っている。

放課後子ども教室事業については、30年度事業開始に向け、保護者に対する説明会を開催している。

村民の健康対策として取り組んでいる集団検診事業は有料検診料を、一律100円の負担とする。

福祉医療費助成は、対象者を15歳までを18歳までに拡充する。



公民館用地造成工事完了

一般質問



質問 新谷和幸
三原米のブランド化
推進に当たり、今後の
取り組みについて

平成30年度米から米の直接支払金の廃止、幡多農協の合併、若者の農業後継者不足、農家の高齢化など三原米を取り巻く社会情勢は



芳井京阪神グリーン跡地ユズ植栽

厳しくなっている。三原米の何を目玉としてブランド化を目指すのか、組織、人との連携は、販売方法は、何年を目指して達成させるのか。

答弁 田野村長

コシヒカリなどを中心にブランド化を推進する。組織については、集落営農林組織フォレストファーマーズ下切、水稻栽培を行っている個々の農家との連携する事などで、集落営農組織を、東部、南部、中央に作ってもらい、販売充実、健全化、三原村集落活動センター生活部、関係機関と連携するなど目標は、2期目の4年間で計画立案して行きたい。

特別栽培米、ストーリー性のある取り組み、30〜50年前からJAの認めた三原米の再構築の意味などに付加価値を付けていく事を考えている。個々の農家、組織と一緒に取り組み、米の産地としてブランド化を目指し重責を全うする。



**質問 浅井大徳
所信表明を伺う**

第2期の田野村政がスタートした。平成30年度より新設を予定している地域振興課は、重要な役割になると考えられる。1期目の取り組みを精査した上、これからの4年間でどういう村づくりを推進して行こうと考えているのか所信を伺う。

答弁 田野村長

1期目に撒いた種を実らせるため職員と一丸となり村づくりを進める。これからの4年間は、新たに村政の発展のため邁進する決意です。

これまでの4年間は、様々な課題にスピード感を重視した。村民の皆様に対し説明不足など反省すべき

点も多くあった。しかし第一に考えたのは人口減少に歯止めをかけ、交流人口の拡大を図り、観光、産業振興、社会基盤整備、近隣の3市2町と連携を取り地の利を生かした地域づくりを進めることです。特に光ファイバーによる情報化は移住者にとり不可欠で今年の9月に完成する。又県道46号線も、三原区分は後4年位で完成する予定と聞いています。又集落活動センターも4年が経過し、一般社団法人として地域の課題やニーズに対応出来るよう総合的に取り組んで行く。村の未来に向け、情報化、ユズの産地化、観光づくり等々、ハード面の整備は一応の目途がついたと考えている。2期目は、1期目に撒いた種を

実らせると同時に、福祉、教育、文化をはじめとする村民の皆様の声を聴きながら進めたいと考えている。特に、高齢者を地域で支えあう仕組み、生活支援を包括的に行える地域づくりを考えなければなりません。今

後は、ハード面、ソフト面と偏ることなくバランスを取り職員と一丸となり、住んで良かった三原村づくりを目指して行く。



**質問 武内茂充
は 農業公社の事業評価**

組織戦略を明確に構築することのことだが、どの様な組織を目指し進めているか。

答弁 田野村長

平成29年10月の第3回理事會に、農業公社のビジョン、戦略、戦術案を提案したが、意見交換は無かったと聞いている。引き続き公社と連携し進めていきたい。

質問 武内茂充

公社設立以後、何名の研修生が卒業し、何名が村内

で農業を営んでいるか。

答弁 田野村長

平成11年以降12名の研修生が育成プログラミングを就農した。村内で農業を継続されている方は現在4名まで減少した。一次産業での自立は難しい時代だが、行政も可能な限り支援をする。

質問 武内茂充

人員は適材適所で適正な人数が確保出来ているか。又作業受託事業で村外での作業も行っているが、村内の事業に支障は出ていないか。

答弁 田野村長

ユズ肥培管理、農作業受託、ユズ加工販売、経理の業務があり、適材適所の人員配置を行っていると聞いている。又ハローワークに職員募集を出しても応募が少ない状況もあり職員確保には苦労していると聞いている。作業受託事業は、補助事業などで導入した農業機械

の稼働率を上げるため、村外の事業も実施している。降雨が続いた際には村内の作業に支障をきたした事例もあったと聞いている。今後も農業支援を実施していく。

質問 武内茂充

産業振興計画でユズ農地を50haに設定した理由は。

答弁 田野村長

ユズ農地の目標値数は50haとして推進しているが、50haを超えても問題ないと考えている。50haになれば1千t程度が可能で産地として認められる。水田農地からの転換だけでなく、農地の有効利用を進めながら産地化を進めて行く。

質問 武内茂充

ユズ加工販売は計画どおり順調か。

答弁 田野村長

ユズ酢、ユズ皮の評価は高く、新たな販売先と販売金額のアップ、収益向上が

見込まれている。加工商品は、ユズ菓子の評価が高く、販路拡大が出来れば所得向上が期待できる。ユズドリンクは賞味期限内の販売を目指している。

質問 武内茂充

事業を計画するうえで、公社の理事会、職員、執行部で十分な議論を重ね、民主的な計画策定になっているか。

答弁 田野村長

公社の理事会では活動報告、事業計画、収支予算の議論を行っている。組織強化に向けて、平成30年度には県の指導を受けた組織改革3年計画を開始すると聞いている。又執行部との協議については、幹部会で情報を共有している。

議案審議

三原村課設置条例の全部の

改正について

提案理由の説明

武内総務課長

三原村課設置条例を次のとおり全部を改正

- 総務課 8名
- 住民課 9名
- 地域振興課 5名
- 農林業建設課 7名
- 出納室 2名

この条例は平成30年4月1日より施行する

三原村福祉医療費の助成に関する一部を改正

提案理由の説明

矢野住民課長

15才までの無料化を18才に引き上げる。

質疑 田村清廣

県内で採用している市町村は如何か、また村内の対象者は何名か。

答弁 矢野住民課長

県内では29年度で6町村で現在検討中の町村もあり村内対象者37名

三原村国民健康保険条例の一部を改正

提案理由の説明

矢野住民課長

本年4月1日より保険者が県となり、従来の「国民健康保険運営協議会」を市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改める。

質疑 田村清廣

保険者は県に移管するのか、また保険料等の徴収は村が行うのか。

答弁 矢野住民課長

保険者は県となり保険料等の徴収は村が担当する。

三原村国民健康保険条例の一部を改正

質疑 田村清廣

保険料が3年後には改正されるが、均一化されることで三原村住民の保険料が高額にならないように配慮すべきである。

答弁 矢野住民課長

国県の協議会でも十分に慎重に研究検討されるので急激な保険料の改正にはならないと期待しております。

平成30年度三原村

一般会計歳入歳出予算

提案理由の説明

武内総務課長

防災無線デジタルシステム整備事業と設計管理委託業務費2億790万6千円、避難所運営マニュアル、避難所運営委託費880万円。

質疑 田村清廣

30年度末にはデジタル化運用が始まるのか、又防災行政無線戸別受信機の購入費は必要か。

答弁 武内総務課長

3月末完成の予定で進んでいる。戸別受信機については、緊急用に10台購入するものです。

質疑 新谷和幸

避難所運営マニュアルは各集会所それぞれ異なる内容のマニュアルを作成するものか。

答弁 武内総務課長

策定の段階で各地域それぞれ特徴があると思うが基

本的な部分は同じ。

質疑 嶋田一二三

税務担当が1名減となっているが徴収に影響はないのか。

答弁 武内総務課長

職員全体で徴収をやって行く。

あつたかふれあいセンター委託事業費1千54万4千円。

ふれあい広場芝管理費1百60万円、星ヶ丘地区雑草刈払い2百80万円、ふるさと納税業務委託費9百万円、地域おこし協力隊員3名分5百97万6千円、三原村集落活動センター補助金3百万円

質疑 田村清廣

水と緑のふるさと応援基金の1千5百万円は、ふるさと納税を全額積み立てるという事だが、新しい課になっても何の活用策も考えず貯金だけするのか。

答弁 武内総務課長

なんに使うかについては今後新しい課と協議をして

決めたいと思う。

質疑 武内茂充

三原村集落活動センターの補助金3百万円ですが、昨年度集落活動センターの運営費は3百35万円であったと思うが、今年は倍以上の9百万円となっている。その一つの要因は、中山間事業の4百万円である。そういう事を精査しての予算なのか。

答弁 田辺産業建設課長

集落活動センターにおいては、今年4月5日より法人化となります。十分な審議を先にした中で予算付けをしていきます。

多面的機能支払交付金2千4百79万5千円、三原村ユズ産地化推進支援事業3千7百万円、三原村農業構造改善センター大ホール修繕工事2千8百82万円、中山間地域等直接支払い制度2千5百18万4千円、空き家対策総合支援事業2千6百10万円。

質疑 武内茂充

ユズ産地化支援事業3千7百万円とユズの農業公社の貸し付けに3千万円、合計6千7百万円ですが、村長は執行部として、農業公社からの予算要求に対して、どの様な資料を基に決済を下したのか。議会にも参考資料として提出するべきと思うが。

答弁 田辺産業建設課長

貸付金及び支援事業費につきましては、前年度の決算見込みを見込んだ中で予算計上をしたものです。貸付金の3千万円となっているのも実績を主体に考えた中で計上したものです。

答弁 田野村長

決算見込みの資料であれば提出する。放課後子ども教室兼務臨時職員4名分6百98万4千円、子供教室運営委員5百56万4千円

平成30年 第1回定例会(3月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:-

議案	氏名	新谷	嶋田	浅井	武内	大倉	増井	田村	宮地	可否
三原村課設置条例等の全部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	-	可
三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	-	可
三原村個人情報保護条例及び三原村情報公開条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	-	可
半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	-	可
三原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	-	可
三原村福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	-	可
三原村国民健康保険条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	-	可
三原村国民健康保険税条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	-	可
三原村介護保険条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	-	可

議案	氏名	新谷	嶋田	浅井	武内	大倉	増井	田村	宮地	可否
三原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (69,317千円の減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (33,635千円の減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (2,813千円の減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (10,746千円の減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村農業集落排水特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (2,942千円の減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (1,193千円の増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (3,088千円の減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村電気事業特別会計歳入歳出予算を定めることについて (1,220千円の増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村一般会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額2,174,800千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額273,200千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額45,300千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額72,900千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村土地取得特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額100千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村農業集落排水特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額54,000千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村介護保険特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額259,000千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額33,600千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村電気事業特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額58,500千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可

平成30年 第2回臨時会(3月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案	氏名	新谷	嶋田	浅井	武内	大倉	増井	田村	宮地	可否
三原村農業構造改善センターの指定管理者の変更について		○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村移住促進共同住宅の指定管理者の変更について		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (7,137千円の増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
副村長の選任につき同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
教育長の選任につき同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可

平成30年 第3回臨時会(4月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案	氏名	新谷	嶋田	浅井	武内	大倉	増井	田村	宮地	可否
専決処分承認を定めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
専決処分承認を定めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
専決処分承認を定めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
債権の放棄について		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (128,863千円の増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (7,514千円の減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (41千円の減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (242千円の増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可

常任委員会の動き(2月~4月)

総務常任委員会

2月 7日

◎行政組織の再編について、放課後子供教室及び公民館建築等の進捗状況について

2月 20日

◎しゅりの里について

3月 2日

◎3月議会対応について、補正及び当初予算等説明

4月 11日

◎しゅりの里について

◎農泊事業について

◎議員の兼業兼職について

議会運営委員会

3月 2日

◎3月議会対応で日程等調整

広報委員会

4月 20日

◎3月定例会等の広報編集



平成30年度当初予算の概要

一般会計の総額は、21億7,480万円で、前年度比3.6%の減となっています。

減額の主な要因は物件費や、道路事業など普通建設事業費の減少が影響しております。

また、国民健康保険などの特別会計を合わせると、29億7,140万円となり、この予算で平成30年度がスタートしています。

【会計別当初予算の状況】

(単位:千円)

区 分	平成30年度		平成29年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1)一般会計	2,174,800	73.2	2,256,200	72.7	△ 81,400	△ 3.6
(2)特別会計	796,600	26.8	848,000	27.3	△ 51,400	△ 6.1
国民健康保険	273,200	9.2	348,500	11.2	△ 75,300	△ 21.6
国保診療所	45,300	1.5	48,300	1.6	△ 3,000	△ 6.2
後期高齢者医療	33,600	1.1	34,900	1.1	△ 1,300	△ 3.7
介護保険	259,000	8.7	247,200	8.0	11,800	4.8
電気事業	58,500	2.0	49,500	1.6	9,000	18.2
簡易水道	72,900	2.5	70,000	2.3	2,900	4.1
農業集落排水	54,000	1.8	49,500	1.6	4,500	9.1
土地取得	100	0.0	100	0.0	0	0.0
合計(1)+(2)	2,971,400	100.0	3,104,200	100.0	△ 132,800	△ 4.3

【一般会計歳入】

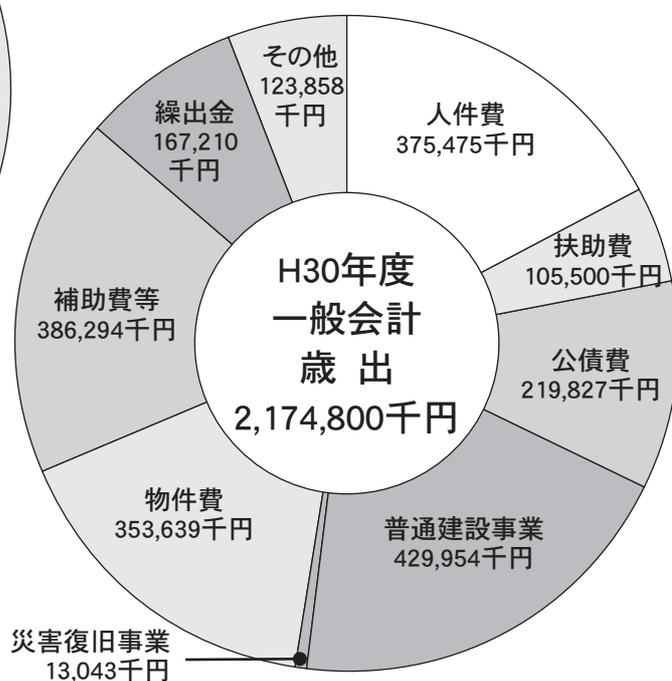
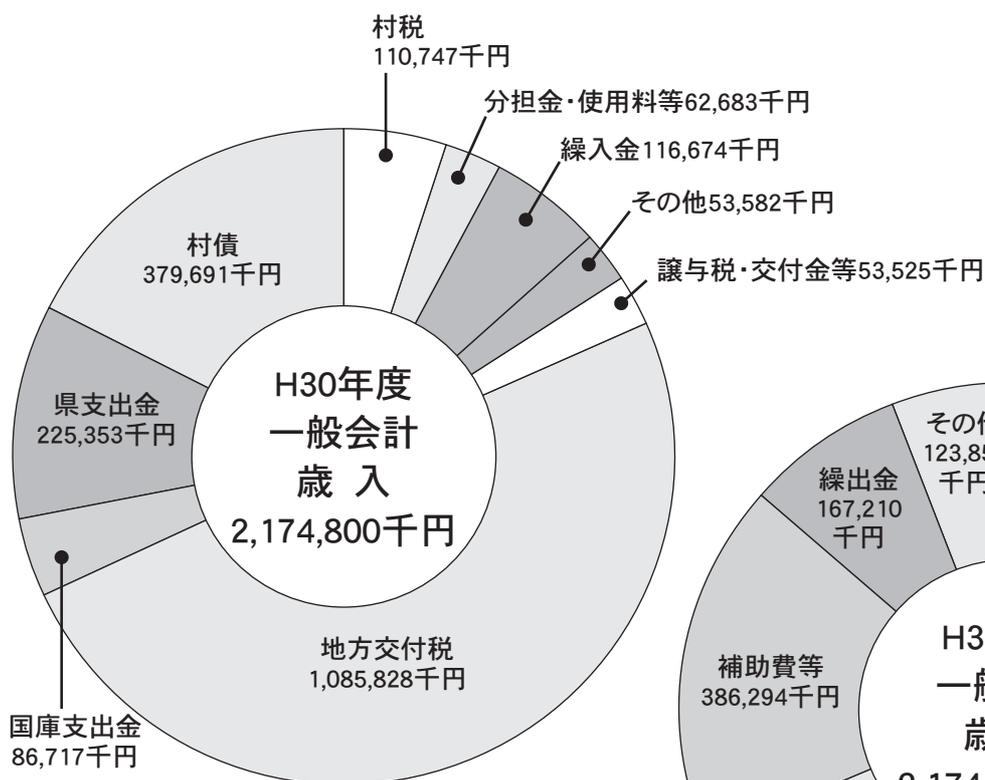
(単位:千円)

区 分	平成30年度		平成29年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1)自主財源	343,686	15.8	357,069	15.8	△ 13,383	△ 3.7
村 税	110,747	5.1	109,043	4.8	1,704	1.6
分担金・使用料等	62,683	2.9	62,578	2.8	105	0.2
繰入金	116,674	5.4	123,165	5.5	△ 6,491	△ 5.3
その他	53,582	2.5	62,283	2.8	△ 8,701	△ 14.0
(2)依存財源	1,831,114	84.2	1,899,131	84.2	△ 68,017	△ 3.6
譲与税・交付金等	53,525	2.5	51,968	2.3	1,557	3.0
地方交付税	1,085,828	49.9	1,100,006	48.8	△ 14,178	△ 1.3
国庫支出金	86,717	4.0	204,509	9.1	△ 117,792	△ 57.6
県支出金	225,353	10.4	201,109	8.9	24,244	12.1
村 債	379,691	17.5	341,539	15.1	38,152	11.2
合計(1)+(2)	2,174,800	100.0	2,256,200	100.0	△ 81,400	△ 3.6

【一般会計歳出】

(単位:千円)

区 分	平成30年度		平成29年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1)義務的経費	700,802	32.2	689,290	30.6	11,512	1.7
人件費	375,475	17.3	372,498	16.5	2,977	0.8
扶助費	105,500	4.9	104,738	4.6	762	0.7
公債費	219,827	10.1	212,054	9.4	7,773	3.7
(2)投資的経費	442,997	20.4	509,541	22.6	△ 66,544	△ 13.1
普通建設事業	429,954	19.8	472,328	20.9	△ 42,374	△ 9.0
災害復旧事業	13,043	0.6	37,213	1.6	△ 24,170	△ 65.0
(3)その 他	1,031,001	47.4	1,057,369	46.9	△ 26,368	△ 2.5
物件費	353,639	16.3	366,056	16.2	△ 12,417	△ 3.4
補助費等	386,294	17.8	375,799	16.7	10,495	2.8
繰出金	167,210	7.7	175,032	7.8	△ 7,822	△ 4.5
その他	123,858	5.7	140,482	6.2	△ 16,624	△ 11.8
合計(1)+(2)+(3)	2,174,800	100.0	2,256,200	100.0	△ 81,400	△ 3.6



新規職員の紹介

総務課



みやざき よしと
宮崎 禎人

今年度より三原村役場総務課でお世話になっております宮崎です。村民のみなさまの力に少ししてでもなれるよう不慣れでございますが、精神誠意三原村のため努力していきますのでこれからもよろしくお願いたします。

住民課



はまはた ゆうと
浜畑 優人

今年度より住民課でお世話になっております袖ノ木の浜畑です。地元である三原村のために働けることを大変うれしく思っております。三原村のために尽くせるよう努力していきますので、これからもよろしくお願いたします。

農業建設課



おおはら けんた
大原 健太

今年度から農業建設課でお世話になっております大原です。地元である三原村役場で働けることを大変うれしく思っております。まだまだ力不足のところもあり、ご迷惑をかけることもありますが、三原村のために精一杯努力していきますので、これからご指導よろしくお願いたします。

診療所



おかもと ゆたか
岡本 豊

今年度から診療所の看護師としてお世話になっております。しばらくは不慣れで至らない点もあるかとおもいますが、早く慣れることができるよう努めます。「子育てと家庭の充実」をモットーに仕事をしております。三原村へ勤めている間は、これまでの経験も可能な限り活かしていきたいと思っておりますので、聞きたいことなどありましたら声を掛けてください。それでは皆さま、どうぞよろしくお願致します。

消防署



ふじもと きょうへい
藤本 恭平

平成30年4月1日よりお世話になります。藤本恭平です。現在は消防学校に入校中ですが技術と知識を身に付け地元である三原村に尽くしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

小学校転入職員



ますいち つかさ
舛市 司 (校長)



くわた ちとせ
桑田千登勢 (教諭)



あさぎ まゆ
浅木 真由 (放課後子ども教室指導員兼スクールアシスタント)



しまさき あけみ
島崎 明美 (教頭)



くぼた あすか
久保田 飛鳥 (栄養教諭)



あみの いくみ
網野 育美 (教諭)



しもむら ひろし
下村 博志 (学力向上支援員)

中学校転入職員



みやもと とらひこ
宮本 寅彦 (校長)



もり ちなみ
森 智奈美 (教諭)



たになか かおり
谷中 香 (教諭)



かわはら やすと
川原 泰人 (教諭)



さかもと るみ
坂本 留美 (教諭)



おかむら みき
岡村 幹 (養護講師)

地域支援企画員



てらだ ゆうき
寺田 勇気

4月から県の地域支援企画員として三原村のご支援をさせていただいております。地域支援企画員の仕事だけに囚われず、三原村がより元気で活力のある村となりますよう、様々な活動やイベント、取り組みに参加し、お手伝いさせていただけたらと思います。

少しでも三原村のお役に立てるようご尽力させていただきたいと思っておりますので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いたします。

～農泊推進協議会からのお知らせ～

三原村農泊推進協議会では、現在進んでいる人口減少を最小限に抑えるための地方創生及び地域活性化策の一つとして、三原村らしい滞在型の観光推進や、芳井地区ハセガセに村が寄贈を受けた既存施設の活用方法について検討しています。農家民宿等既存の観光宿泊施設と連携しながら、経済効果をはじめ、子供の体験学習にも活用できる場所の確保等幅広い交流人口の拡大も目的としながら、国の交付金(補助率⇒ソフト事業:定額、ハード事業:2分の1)を活用して事業を進めてまいります。

※三原村農泊推進協議会 (一社)三原村集落活動センター、(公財)三原村農業公社
三原村森林組合、三原村商工会、三原村役場

施設基本理念

これまでの本村の取り組みをふまえ、村民自らが村の美しさや素晴らしさを再発見し、自信を持って村の良さを村外に発信することにより新たな交流人口を増やし、雇用の場を確保して地域の活性化を実現する。

施設基本理念

- 周辺環境と調和した安らぎとくつろぎ空間づくり
- 村民が気軽に活用できる交流拠点づくり
- 地域一丸となった施設運営

期待される効果

- 村全体の観光振興の推進体制の構築
- 増加する来村者の消費による経済効果
- 村民の地域への愛着の醸成効果
- 交流人口と将来的な移住者の増加
- 学ぶ機会の提供による教育効果
- 積極的な情報発信による広告・宣伝効果
- 三原村らしいブランド力の創出 など



農泊施設予定地

高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金のご案内

高知県では、南海トラフ地震対策として、従業員の命を守るとともに地震発生後の早期復旧につなげるため、県内中小企業者が行う耐震診断や耐震設計などに要する費用を一部助成する補助制度を設けていますので、ご活用ください。

1 対象者

県内で製造業を営む中小企業者であつて、BCPを策定している者

2 対象事業

- ①耐震診断
- ②耐震設計(建替設計を含む)

3 対象建築物

事務所・工場等で昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること

4 補助率/補助限度額

- ①耐震診断:2/3以内/133.3万円
- ②耐震設計:2/3以内/200万円

5 補助要件

耐震診断及び耐震設計の内容に関し、四国耐震診断評定委員会等の評定を受け、適切と評価を受けること等

【お問合せ先】

高知県商工労働部商工政策課事業推進担当
電話 088-823-9692

国際交流員の

ニコラス・コンチーです!

★
vol.11



だんだん暑くなってきてカエルやセミの鳴き声が聞こえてきました。

セミの鳴き声を聞くと初めて日本に来たときを思い出します。カリフォルニアにはセミがあまりいないので、私が東京に着いたばかりのとても暑い8月の夜に、自動販売機でジュースを買うために外に出ると、これまで聞いたことのないセミの合唱に驚きました。鳴き声を聞いて本当にアメリカではない国に来たんだと気付いた瞬間は、とても深い印象を残しました。

実は日本で印象に残った音は、他にもたくさんあります。例えば、ラーメン屋の店員さんの「いらっしゃいませ!」を初めて聞いたことや私が留学していた大学の体育館から毎晩流れてきたヴィヴァルディの「春」などを今でもはっきり覚えています。

三原でも目立ったというよりよく聞いたことが色々ありました。「三原に来てびっくりしたでしょう!」というコメントはよくありますが、びっくりしたのは都会からの距離とか村の小ささではなく、一日に何回も鳴る時報のチャイムです。

三原に来る前には日本の田舎と言えはすごく静かなイメージを持っていましたが、大きなチャイムの音を聞くと想像した雰囲気と全然違って本当にびっくりしました。

最初は毎朝6時に鳴るうるさいチャイムに起こされて眠れなかったですが、1週間も経つと慣れてしまいました。

ところで、皆さんはもちろんチャイムの音が分かると思いますが、音を言葉にして説明しようとしたらどんな言葉を使うでしょうか? 「カンカン」? 「ピンポン」? 英語なら「Ding Dong」(ディングドン)を使います。ということは、私が皆さんと同じ音を聞いても頭の中で違う言葉になってしまいますね。例えば、鶏の鳴き声は日本語で「コケッコー」と言うでしょう。でもアメリカ人に尋ねてみると鶏の鳴き声は「Cock-a-doodle-doo(コッカドゥードゥルドゥー)」と答える人が多いと思います。確かに「Cock-a-doodle-doo派」として育ってきた私も「コケッコー」より「Cock-a-doodle-doo」のほうが合っていると感じます。

ところが、ラーメン屋さんの「いらっしゃいませ」は私の頭の中でも「いらっしゃいませ」に聞こえます(笑)。

放課後子ども教室が始まりました!

放課後子ども教室が6月1日から始まりました。放課後子ども教室とは、小学生を対象に学校の放課後、宿題や基礎学習、読書、軽スポーツ等を行い、様々な人との交流を通じて子どもたちが安全に活動できる場を提供する事業です。

事業の内容等に関するお問い合わせにつきましては、教育委員会までご連絡ください。

問い合わせ先:三原村教育委員会(46-2559)

国民健康保険税の税率改正にご理解をお願いします

平成30年度三原村国民健康保険税の税率を次のとおり改正することになりました。国保加入者の医療費は、加入者の皆さんにご負担いただいている国民健康保険税で成り立っております。

近年の三原村国民健康保険の運営については、平成28年度に税率改正を行いました。が、医療費が上昇し、基金が不足して、初めて約2,000万円の赤字を出しました。

平成29年度においては、医療費が下がり単年度では赤字は解消される見込みですが、平成24年度から平成28年度までは毎年医療費が上昇しており、今後も医療費が上昇する可能性が高いこと、また、平成28年度に実質の赤字を出していることから、今回の税率改正を行いました。国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、所得が一定の額以下の世帯で三原村へ前年分の所得を申告している場合には、保険税を軽減する制度があります。

平成30年度からの新しい税率

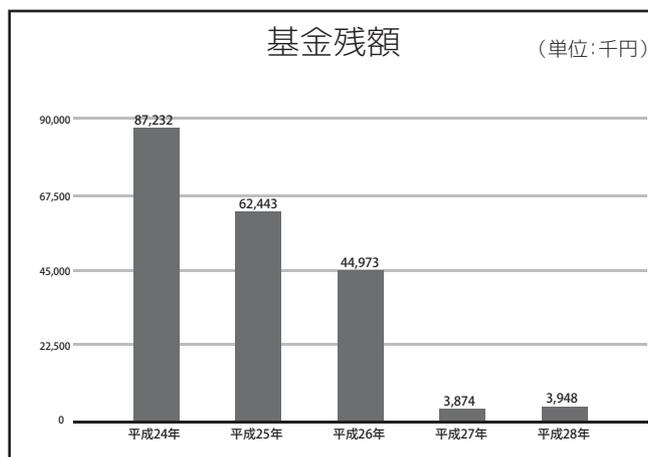
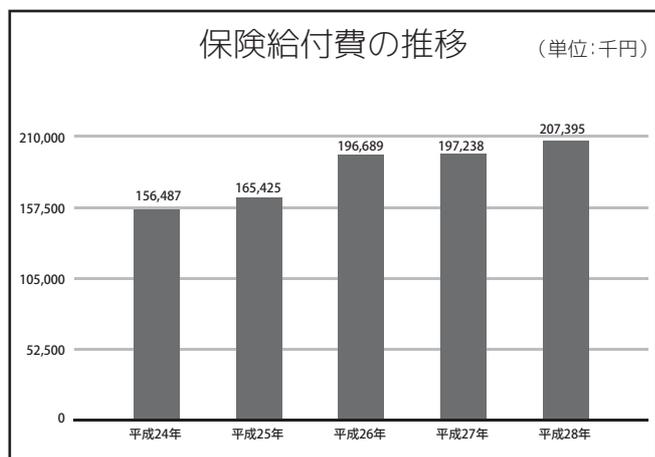
区分(対象者)		医療保険分 (国保に加入するすべての方)		後期高齢者支援金分 (国保に加入するすべての方)		介護納付金分 (国保に加入する40歳以上65歳未満の方)	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	所得に対して	5.19%	6.22%	2.75%	2.25%	1.21%	1.45%
資産割	資産に対して	20.00%	15.00%	13.20%	10.00%	3.23%	1.00%
均等割	加入者1人当り	11,250円	13,500円	6,600円	8,000円	2,500円	3,000円
平等割	1世帯当り	15,000円	18,000円	8,800円	5,900円	3,750円	4,500円

所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯の総所得金額が、次の基準以下の世帯については「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。

この軽減を受けるには、前年分の所得を申告していることが必要です。

軽減対象となる所得の基準	軽減割合
世帯の所得が33万円を超えない世帯	7割
世帯の所得が33万円+(27.5万円×被保険者数)を超えない世帯	5割
世帯の所得が33万円+(50万円×被保険者数)を超えない世帯	2割



後期高齢者医療制度の平成30・31年度の 保険料率が決まりました

- 被保険者均等割額 54,394円(平成28・29年度から据え置き)
- 所得割率 11.42%(平成28・29年度から据え置き)

後期高齢者医療制度では、利用者負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用は、約5割を国・県・市町村の公費が、約4割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金が負担しており、被保険者の皆様方に負担していただく保険料は、全体の約1割となっています。

高知県の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加していますが、基金を活用することにより、**平成30・31年度の保険料率については、平成28・29年度から据え置くこととなりました。**

※平成30年度の個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により7月初旬に決定する予定です。

★保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

1人あたりの 年間保険料	=	1人あたり定額の保険料 [被保険者均等割額] 54,394円	+	所得に応じた保険料 [所得割額] 賦課基準額×11.42%
-----------------	---	--------------------------------------	---	-------------------------------------

○ 賦課基準額とは、総所得金額等(被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額)から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額です。

1人あたりの年間保険料の上限は62万円です。(※100円未満切り捨て)

○1人あたりの年間保険料の上限額が57万円から62万円に変わりました。

中間所得者層の方の保険料負担とのバランス等を考慮し、1人あたりの年間保険料の上限額が、**平成30年度分の保険料からは、62万円となります。**

◆保険料の軽減について(対象者の一部拡大)

保険料については、下表のような軽減措置があります。平成30年度分の保険料からは、所得の少ない方の保険料負担の軽減のため、**被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減の対象者が広がります。**

○【被保険者均等割額の軽減】(9割・8.5割軽減は変更なし)

★軽減は、世帯主及び被保険者の総所得金額等の合計額(※)の状況により判定します。

軽減の割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額	
		改正前	改正後
5割	27,197円	33万円+(27万円×被保険者数)以下	33万円+(27万5千円×被保険者数)以下
2割	43,515円	33万円+(49万円×被保険者数)以下	33万円+(50万円×被保険者数)以下

※65歳以上で公的年金の所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。

問合せ先 三原村役場 住民課 電話0880-46-2111

75歳以上^(※2)
の皆さまへ

平成30年度^(※1)から、医療保険料の 軽減率が変わります

75歳以上^(※2)の方の保険料は、^(※2) 65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

- ① 年収に応じて納めていただく部分 **所得割** と、
② 全員に納めていただく定額部分 **均等割** があります。

⇒平成30年度^(※1)から、75歳以上の方の軽減率が下のようになります。

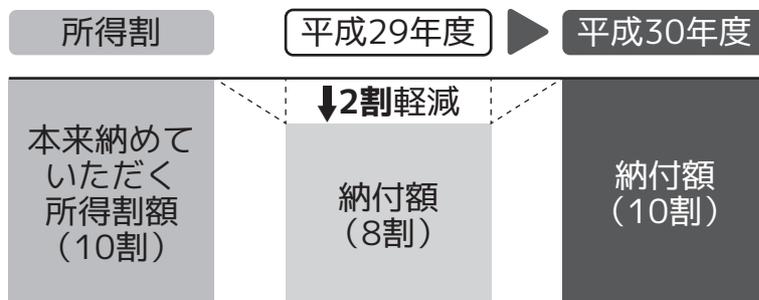
^(※1) 平成30年度の保険料改定により、皆さまの保険料の支払い額が変わるのは、振込み・口座振替等の方で7月から、年金引き落としの方で10月からとなります。(お住まいの市区町村によっては時期が異なる場合があります。)

1 所得割が変わる方

年収 約153万円～約211万円の方

※ 年収は年金収入のみの方の金額。

平成29年度の所得割は、
特例的に **2割軽減** されていましたが、
平成30年度から本来納めていただく
所得割額になります。
(均等割の定額部分は変わりません。)



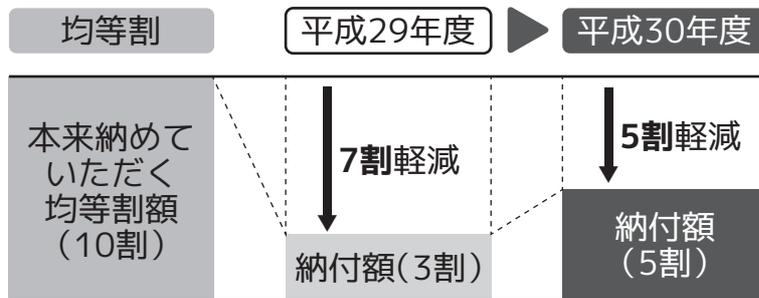
2 均等割が変わる方

元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険、共済組合などで被扶養者であった方

特定の要件の例 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

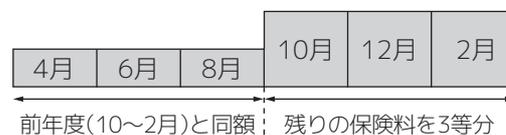
平成29年度の均等割は、
特例的に **7割軽減** されていましたが、
平成30年度は **5割軽減** になります。
※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得
が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割
軽減)が受けられます。



保険料を年金からの引き落としで納めている皆さまへ

年金からの引き落としの場合、
前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、
後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。
そのため平成29年度よりも平成30年度の保険料額が増える方
についても、**実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。**
※ なお、お住まいの市区町村によっては6月から引き落とし額が増える
場合があります。

平成30年度の保険料の引き落とし金額



70歳以上^(※)
の皆さまへ

平成30年8月から、高額療養費の 上限額が変わります

高額療養費制度とは、

(※) 65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

⇒平成30年8月から、上限額(月ごと・70歳以上^(※))が下の表のように変わります。
あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

年収約370万円～約1,160万円(住民税課税所得145万円以上690万円未満)の方はご注意ください!! ※年収は年金収入のみの方の金額。

平成30年8月以降、ひと月に1つの医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、市区町村窓口にて、「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合があります。(ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。)

平成30年7月までの上限額 (70歳以上^(※))

	適用区分	外來 (個人ごと)	
		外來 (個人ごと)	外來+入院 (個人ごと)
現役並み	住民税課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 +(医療費- 267,000円)×1% 〈多数回44,400円 (※2)〉
	住民税課税所得 145万円未満の方 (※1)	14,000円 [年間の上限 144,000円]	57,600円 〈多数回44,400円 (※2)〉
住民税非課税	II 住民税非課税世帯 (※3)		24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円 以下など) ^(※3)	8,000円	15,000円

平成30年8月からの上限額 (70歳以上^(※))

	適用区分	外來 (個人ごと)	
		外來 (個人ごと)	外來+入院 (個人ごと)
現役並み	III 住民税課税所得 690万円以上の方	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% 〈多数回140,100円 ^(※2) 〉	
	II 住民税課税所得 380万円以上 690万円未満の方	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% 〈多数回93,000円 ^(※2) 〉	
	I 住民税課税所得 145万円以上 380万円未満の方	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 〈多数回44,400円 ^(※2) 〉	
住民税非課税	住民税課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 [年間の上限 144,000円]	57,600円 〈多数回44,400円 (※2)〉
	II 住民税非課税世帯 (※3)		24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円 以下など) ^(※3)	8,000円	15,000円

新たに「限度額適用認定証」を申請

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

(※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

国民年金広場

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていない場合は追納はできません。

◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」(0570-003-004)またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料の「後納制度」について

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。

しかしながら、法律改正による時限措置として、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

後納制度を利用するには、申込みが必要です。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」(0570-003-004)またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

- ・開設日:平成30年6月21日(木曜日)
- ・開設時間:午前10:00~午後12:00まで
- ・開設場所:三原村役場・第三会議室

今年度から**完全予約制**となりますので、**必ず事前の予約**をお願いいたします。予約のない方はお断りをさせていただきますのでご了承ください。

ご予約は三原村住民課(46-2111)までご連絡ください。

☆相談時に必要なもの

- 年金手帳
- 写真付きの身分証明書等(運転免許証推奨)
- 年金証書
- その他日本年金機構から交付された文書

※代理の方が相談に来られる場合は、併せて**委任状**と**写真付きの身分証明書等(代理で来られる方のもの)**が必要です。委任状が必要な方は三原村住民課までご連絡ください。



火災 救急は119



～忘れてない？ 財布にスマホに 火の確認～

6月3日(日)から6月9日(土)まで、危険物安全週間。
この一球 届け無事故へ みんなの願い

危険物安全週間とは？

危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。

身近にある危険物

私たちが普段から何気なく使用している日用品にも、危険物の入った製品がたくさんあります。これらの製品は生活する上で便利なものですが、その取扱い方法を誤ると大きな事故につながりかねません。

製品に記載された注意書きをよく読み、正しい取扱いをしましょう。

私たちのまわりの危険物

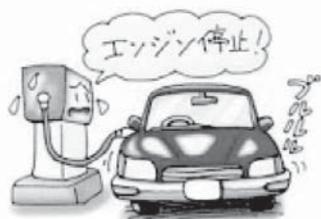
- ★燃 料 ●ガソリン ●軽油 ●灯油 ★塗 料 ●合成樹脂塗料 ●ラッカーシンナー
- ★化粧品 ●マニキュア ●除光液  ★文房具 ●接着剤 ●油絵用とき油
- ★その他 ●防水スプレー ●靴クリーナー ●アウトドア用助燃剤(主成分としてアルコール類を使用)
●アロマオイル ●高濃度アルコール飲料

セルフ付ガソリンスタンドの安全は利用の為に

ドライバーの皆さんが自分で給油をするセルフ式ガソリンスタンドは、近辺に設置され身近な存在になっています。セルフ式ガソリンスタンドは、いろいろな安全装置付きの機器がもうけられるとともに、従業員がドライバーの皆さんの行う給油作業を見守っています。

しかし、ガソリンや軽油は、その取扱い方法を誤ると大きな事故につながりかねません。利用するドライバーの皆さんも、次の事項に十分注意して安全な給油作業を心がけましょう。

1. エンジンOFF!
2. 油種の確認!
3. 静電気除去シートにタッチ!
4. ノズルは奥までレバーをしっかりと!
5. 注ぎ足し給油をしな!
6. 給油口キャップの置き忘れに注意!



住宅用火災警報器の設置について

改正消防法が施工され、既存住宅の、寝室や階段上に**住宅用火災警報器**の設置が義務付けられています。

電気店・ホームセンター・ガス販売店で、2,000円～15,000円前後で販売しております。

取り付けは商品付属の説明書に従っていただければ、**簡単に取り付けできます。**



住宅用火災警報器についてのお問い合わせ先
 幡多西部消防組合三原分署 予防係 TEL 0880-46-2629

平成30年度 合併処理浄化槽設置希望者を募集します

募集期間:平成30年5月1日～平成30年11月30日まで

村ではトイレ・台所・お風呂・洗濯水などの生活雑排水を処理するため、合併処理浄化槽を新たに設置する事業を実施しております。

合併処理浄化槽を設置することにより、農業集落排水区域外においても、トイレの水洗化や生活雑排水の処理が可能となります。

※単独処理浄化槽(トイレのみ処理)から合併処理浄化槽への転換についても申請可能です。

※但し、柚ノ木、宮ノ川、来栖野地区の方は対象となりません。

補助金の限度額	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～10人槽	548,000円
予定設置基数	2基	

お問い合わせ先
 三原村役場 住民課
 TEL:0880-46-2111 FAX:0880-46-2114

道路維持委託業務について

高知県が管理する道路の安全な通行を確保するため、幡多土木事務所宿毛事務所では、道路維持業務について建設会社に委託しています。道路維持業務の主な内容は、一週間に一回の割合で行う道路の巡回パトロールと路面や側溝の清掃、崩土があった場合の撤去などです。

三原村内の高知県が管理する道路において、崩土や舗装面に穴が開いているといった、安全な通行に支障がある事態を発見した場合は、道路維持委託業務を受託している会社、若しくは問い合わせ先の幡多土木事務所宿毛事務所道路課まで連絡していただきますようお願いいたします。

平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の道路維持委託業務における担当区間などは、以下のとおりです。

○問い合わせ先○
高知県幡多土木事務所宿毛事務所道路課
☎ 0880-63-2141

道路維持委託業者名	道路維持委託路線
三原建設 有限会社 住所 幡多郡三原村柚ノ木539-1 電話 0880-46-2457	県道土佐清水宿毛線(船ヶ峠以西)【県道21号線】 県道中村宿毛線(船ヶ峠以西)【県道46号線】 県道宗呂中村線【県道344号線】
有限会社 野町建設 住所 幡多郡三原村狼内473-2 電話 0880-46-2504	県道土佐清水宿毛線(船ヶ峠以东)【県道21号線】 県道中村宿毛線(船ヶ峠以东)【県道46号線】 県道中村下ノ加江線【県道346号線】

※ _____ の県道については、三原村内の区間を委託しています。

狩猟免許試験のご案内

以下のとおり狩猟免許試験が実施されます。

シカやイノシシなどの被害にお困りの農林業の皆様をはじめ、たくさんの方の受験をお待ちしております。

試験日	試験を実施する免許の種類	締切	会場
8月11日(土曜日) 午前10時から	わな猟	8月2日 (木曜日)	四万十市立中央公民館 四万十市右山五月町8-22
8月12日(日曜日) 午前10時から	第一種銃猟 第二種銃猟		
8月31日(金曜日) 午前10時から	わな猟	8月22日 (水曜日)	高知県立大学(池キャンパス) 高知市池2751-1
9月1日(土曜日) 午前10時から	第一種銃猟 第二種銃猟		
9月9日(日曜日) 午前10時から	わな猟	8月30日 (木曜日)	安芸市民会館 安芸市矢ノ丸3-12
11月3日(土曜日) 午前10時から	わな猟 網猟	10月25日 (木曜日)	高知県立大学(池キャンパス) 高知市池2751-1
11月4日(日曜日) 午前10時から	第一種銃猟 第二種銃猟		

【受験料】初心者:5,200円、一部免除者:3,900円

【申請書配布場所】県庁鳥獣対策課各地区猟友会(市町村役場農林課等)

【申請方法】各試験日の締切日まで必着するよう持参又は郵送

【申請及び問い合わせ先】県庁鳥獣対策課(☎088-823-9042)

【その他】(一社)高知県猟友会(☎088-856-6641)主催の予備講習会があります。



ご存知ですか?平成30年度間伐事業等の支援制度

施業を集約化し、間伐等を行う場合の補助事業

■造林事業(国庫事業) 下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道等

区分	作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
森林環境保全直接支援事業	除伐	～25年生(除伐)	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地	規定無	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。 ※保育間伐を実施する場合は、施業実施前に「事前計画書」の提出に努めること。	68%
	保育間伐	A:～35年生(保育間伐A) B:林齢制限なし(保育間伐B)	A:不用木の除去、不良木の淘汰 B:伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地	30%		
	搬出間伐	～60年生 ※森林経営計画に基づく場合は標準伐期齢の2倍以下の林齢	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積	0.1ha以上/施行地 ①森林経営計画に基づく場合 森林経営計画ごとに間伐・更新伐の施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m ³ 以上 ②特定間伐等促進計画に基づく場合 集約化実施計画ごとに間伐・更新伐のそれぞれにおいて施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m ³ /ha以上			
	更新伐	～90年生	不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積	0.1ha以上/施行地	①県・市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と締結した場合、又は寄付や分収契約解除等により公有林化した森林で実施した場合に限る。) ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施することを除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)		
環境整備事業	間伐	C:～60年生(保育間伐C)	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地			

■木材安定供給推進事業支援事業(国庫事業) 下表以外の作業種…路網整備

作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐材生産	～60年生	不良木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等、の伐倒造材、集材、搬出集積、積込	0.1ha以上/施行地	30%	①県が作成する体質強化計画に明記された「原木供給計画参画事業実施主体」のうち、市町村、森林所有者、森林組合等、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等、森林経営計画認定者等、特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者並びに知事が認める者 ②同一林班又は区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とすること。	定額 350千円/ha+ 間接費以内

■みどりの環境整備支援交付金(県事業)…造林事業への高上げ(造林事業と合計で概ね90%相当)

作業種	対象林齢	事業内容	補助要件等	補助率
除伐	11～25年生	除伐:不用木の除去(森林環境保全直接支援事業)	造林事業で採択された除伐及び保育間伐(A・B・C)とする。	定額35,000円/ha
保育間伐	11～35年生	保育間伐A:不用木の除去、不良木の淘汰(森林環境保全直接支援事業)		定額35,000円/ha
	11～45年生	保育間伐B:伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不用木の除去、不良木の淘汰(森林環境保全直接支援事業)		定額30,000円/ha
	11～45年生	保育間伐C:不用木の除去、不良木の淘汰(環境整備事業)		定額23,000円/ha

自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業(自伐林家等を含む。)

■緊急間伐総合支援事業(県事業) 下表以外に…路網整備(500～1,500円/m)など

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐	11～60年生	公益林保全整備事業(保育間伐)	0.1ha以上/施行地	30%	保安林又は市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林で集約化が困難な森林	定額80,000円/ha
	31～60年生	森林整備支援事業(搬出間伐)	0.1ha以上/施行地	30% 20%	国庫補助事業の対象とならない森林	定額183,000円/ha 定額122,000円/ha

※20%の間伐は、高知県小規模林業推進協議会の会員に限ります。

再造林及び被害防護施設等に対する支援制度

■森林資源再生支援事業(県事業)…造林事業への高上げ(造林事業と合計で概ね90%相当)

作業種	補助要件等	補助率
再造林	造林補助事業で採択された人工造林及び附帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)、下刈り(隔年)とする。 ただし、シカ被害防護施設については、再造林と一体的に実施するものとする。	22%以内(造林補助率68%の場合は、合わせて90%となる。)
シカ被害防護施設		
下刈り(隔年)		

注意! : 上記の事業を実施した場合には転用制限期間(5年又は10年)がありますので、山林を開発、転売、皆伐などを計画する場合は、必ず下記のお問い合わせ先へ連絡してください。

お問い合わせ先

高知県 林業振興・環境部木材増産推進課(間伐担当) 088-821-4602
 安芸林業事務所 0887-34-1181 中央東林業事務所 0887-53-0655
 嶺北林業振興事務所 0887-82-0162 中央西林業事務所 088-893-3612
 須崎林業事務所 0889-42-2371 幡多林業事務所 0880-35-5977
 ■もしくは、お近くの市町村、森林組合までお問い合わせください。

みどりの環境整備支援交付金と公益林保全整備事業には、みなさまからお預かりした森林環境税が活用されています。





台風・集中豪雨に備えよう



高知県では、過去に台風や集中豪雨の大きな被害に見舞われており、多くの人命や貴重な財産などが失われてきました。

高知市を中心に大きな被害をもたらした平成10年の'98豪雨や、平成26年の連続した台風12号・11号による長雨被害などは記憶に新しいところです。

自然現象である台風・集中豪雨は、発生そのものを防ぐことはできませんが、県民一人一人の心掛けと行動によって、被害を防止・軽減することは可能です。

そのため、日ごろから台風・集中豪雨に関する知識を持つとともに、お住まいの市町村が指定している避難場所はどこなのかをあらかじめ家族で確認しておき、いざという時に適切な避難行動がとれるようにしておきましょう。

【台風とは】

赤道付近で発生した熱帯低気圧のうち、その域内の最大風速が、秒速17.2メートル以上のものが台風と呼ばれています。

台風は、強い風雨を伴うことから、風水害、高潮、高波などが複合して発生し、甚大な被害につながる場合があります。

台風は、進行方向の右側部分で風雨が強いいため、高知県では台風の中心が豊後水道から県西部を通過する際には、特に注意・警戒が必要となります。

【集中豪雨とは】

短時間に局地的に降る猛烈な雨が集中豪雨と呼ばれています。梅雨前線や秋雨前線の通過時期、台風の接近・上陸時等に、大気が不安定となることで同一場所に積乱雲が継続的に発生・発達を繰り返すことにより起こります。

集中豪雨は、局地的、突発的に発生することがあり、気象予測が困難なため、過去甚大な被害をもたらしています。

【日ごろの備え】

- ①「いざ」というときに備えて、貴重品、非常食、救急医薬品などは、いつも整理・補充をしておきましょう。
- ②市町村や各地区で開催される防災訓練や会合には積極的に参加し、避難場所や避難経路について、日ごろから確認しておきましょう。
- ③家の周りや屋根などを点検し、必要な箇所は修理しておきましょう。

【台風が近づいたら】

- ①テレビやラジオ、インターネットで最新の台風情報を確認し、台風の進路、大きさ、風雨の強さを把握しましょう。
- ②懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、非常食などの「非常持出品」を点検し、リュックサックなどに入れて準備しましょう。
- ③窓や雨戸をしっかりと施錠し、看板、植木、アンテナなどは風に飛ばされないように補強するか、家の中に取り込みましょう。
- ④あらかじめ被害の予想される地域では、早めに安全な場所へ避難しましょう。

【避難するときは】

- ①火災や盗難を防止するため、火元の点検と戸締まりを確実にしましょう。
- ②慌てずに警察官や消防士等の指示に従って行動しましょう。
- ③市町村などの避難勧告や避難指示が間に合わない場合もあるので、危険を感じたら、身の安全を第一に考えて、荷物などにこだわらず素早く避難しましょう。
- ④避難は安全に行うことを忘れてはいけません。

夜間は周囲の状況が分かりにくく、雨が激しい時や冠水した道を歩いて避難するのはかえって危険な場合があります。避難所に避難するのではなく、自宅や近くの頑丈な建物の上の階に逃げるのも選択肢の一つです。

防災ひとくちメモ

～避難情報～

災害の発生が差し迫り避難が必要になった場合には、お住まいの市町村から「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」が発令されます。

●「避難準備・高齢者等避難開始」

避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される場合で、避難に時間を要する人(ご高齢の方、乳幼児等)とその支援者は避難を開始しましょう。

●「避難勧告」

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令されます。速やかに避難所へ避難をしましょう。

●「避難指示(緊急)」

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険が迫っている場合に発令されます。発令された対象地域でまだ避難していない方は、直ちに避難行動に移ってください。

担当:宿毛警察署・警備課、小松
電話(FAX兼用):0880-63-0110

高知県立
消費生活センター
地域見守り情報
112号

どの世代も狙われる! 点検商法に注意

「無料で点検」などと持ちかけ「このままだと危ない」「修理が必要」などと話して不安をあおり、商品や工事の契約を迫る点検商法。住宅リフォームなど、日中家にいる時間が長い高齢者に多いトラブルですが、一人暮らしを始めたばかりの若年者や、引っ越したばかりなど、正しい判断がしづらい時を狙ってくる事例も見られるので、注意が必要です。



アドバイス



1. 「無料点検」と言われても簡単に応対しないようにしましょう。家にあげて点検させることは、自身の個人情報をさらけ出す危険性もあります。
2. 商品や工事を勧められても、その場で契約することはやめましょう。複数業者から見積書を取り、比較検討することが大切です。

高知県立消費生活センター 088-824-0999

「第61回 金婚夫婦祝福式典」の申し込みについて

「9月1日」の佳日に県内6会場で、高知新聞社、RKC高知放送・高知新聞社会福祉事業団の主催により金婚夫婦祝福式典が下記の要領により実施されます。

参加を希望する方は、三原村住民課まで申し込んでください。

資 格	昭和43年1月1日から同年12月31日までに婚姻届をしている高知県在住のご夫婦(それ以前の届出でも初めて申し込む方は可)
申し込み方法	申し込み用紙への記入もしくは、インターネットからの受付 ※申し込み用紙への記入の場合、役場にてまとめて提出をしますの で住民課までご連絡ください。
申し込み期限	申し込み用紙への記入の場合:平成30年6月14日(木) インターネットからの受付の場合:平成30年6月18日(月)
式典日時等	9月1日(土)午後2時開始 四万十市(新ロイヤルホテル四万十)
問 合 せ 先	三原村住民課(電話46-2111) 又は (株)高知新聞企業 事業企画部内「金婚式」係(電話088-825-4328)

平成30年度 税務職員採用試験募集要項

●受験資格

平成30年4月1日において高校卒業後3年を経過していない者及び平成31年3月までに高校卒業見込みの者、または、人事院が同等の資格があると認める者

●受験申込受付期間

平成30年6月18日(月)午前9時～平成30年6月27日(水)(受信有効)

原則として、インターネット申込みを御利用ください。

インターネット申込専用アドレス(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)

なお、インターネット申込みができない場合は、高松国税局総務部人事第二課試験研修係(087-831-3111 内線245)までお問い合わせください。

●試験日等

試験区分	試験日	試験地	試験種目
第1次試験	平成30年9月2日(日)	徳島市、高松市 松山市、高知市	①基礎能力試験 ②適性試験 ③作文試験
第2次試験	平成30年10月10日(水)～ 平成30年10月19日(金)の うち指定する日	第1次試験合格通知書 で指定する場所	①人物試験 ②身体検査

●合格者発表日

第1次試験合格者発表日 平成30年10月4日(木)

最終合格者発表日 平成30年11月13日(火)

(注)合格者は、人事院ホームページに受験番号が掲載されるとともに、合格通知書が本人宛に郵送されます。

●採用予定数

予定数は、後日、人事院ホームページに掲載されるので、随時御確認ください。

●受験案内等請求先

人事院四国事務局、高松国税局及び各税務署

なお、受験案内及びパンフレットは平成30年5月上旬に配布します。

●国税庁ホームページ採用案内ページアドレス

⇒ (<http://www.nta.go.jp/soshiki/saiyo/saiyo03/shiken/02.htm>)

助産師・看護師募集 高知大学医学部

- 職種** 助産師・看護師
- 採用予定日** 2019年4月1日
- 応募資格** ○助産師又は看護師の免許所有者
○2019年4月助産師又は看護師免許取得予定者
○交替制勤務ができる者
- 募集人員** 50名程度
※採用当初は任期付きの常勤職員(毎年度ごとの有期雇用)となります(勤務状況等を考慮のうえ、任期のない職員への採用制度あり)
- 募集期間** 第1回2018年 5月28日(月)～2018年6月11日(月)
第2回2018年 8月20日(月)～2018年9月10日(月)
第3回2018年10月22日(月)～2018年11月5日(月)
- 試験日** 第1回2018年 7月 7日(土)
第2回2018年10月 6日(土)
第3回2018年12月 1日(土)
※当日の詳細は後日応募者に連絡します
- 試験内容** 面接
- 試験場所** 高知大学医学部附属病院
- 提出書類** ○本学所定の履歴書(自筆、3ヵ月以内に撮影した写真貼付)
○2019年度採用試験調査票(本学所定の様式)
○卒業見込証明書、成績証明書(看護師等養成機関に在学中の方のみ)
○(免許所有者)助産師・看護師および准看護師の免許証(写)
- 応募方法** 上記書類を、募集期間内に郵送またはご持参ください
封筒表面には「2019年度看護職員応募書類在中」と朱書してください
卒業見込みの者は、各養成機関などでできるだけ取りまとめのうえご送付ください
- 書類送付先** 〒783-8505 高知県南国市岡豊町小蓮
高知大学医学部・病院事務部総務企画課人事係(担当:井手)
TEL (088) 866-5811 (内線22141)
(088) 880-2224 (人事係直通)



認知症予防教室開催のお知らせ

聖ヶ丘病院で認知症予防の講座&座談会を開催します。
7月は『生活の中での気づき～本人の気持ちと家族の視点～』で、作業療法士がお話します。
事前の申込は不要です。どなたでもお気軽にご参加ください。

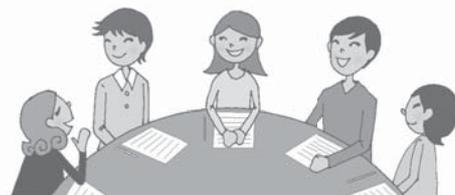
日時:平成30年7月27日(金) 14時～15時

開催場所:宿毛市押ノ川1196

医療法人祥星会 聖ヶ丘病院
作業療法室

参加費:無料

駐車場:有



お問い合わせ:聖ヶ丘病院 地域連携室 中野・長尾

電話番号:0880-63-2146(病院代表)

自衛官等採用試験のお知らせ(自衛官候補生・自衛隊一般曹候補生)

【自衛官候補生】

- 【身分】 特別職国家公務員(自衛隊員)
- 【応募資格】 18歳以上27歳未満の方
- 【受付期間】 受付は年間を通じて行っております。
- 【試験期日】 受付時にお知らせします。
- 【試験種目】 筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査
- 【給与等】 (月額)131,800円、自衛官任官後(約3ヶ月後)167,700円 平成30年1月1日現在
※自衛官任官後、年2回の期末・勤勉手当が支給されます。
- 【休日・休暇】 年次休暇のほか、年末年始の特別休暇等があり、週休2日制が実施されています。



【自衛隊一般曹候補生】

- 【身分】 特別職国家公務員
- 【応募資格】 18歳以上27歳未満の方
- 【受付期間】 平成30年7月1日(日)～9月7日(金)
- 【試験期日】 1次試験:平成30年 9月21日(金)～23日(日)のうち指定する1日
2次試験:平成30年10月12日(金)～17日(水)のうち指定する1日(1次試験合格者のみ)
- 【試験種目】 1次試験:筆記試験(国語、数学、英語及び作文)、適性検査
2次試験:口述試験、身体検査
- 【給与等】 (月額)167,700円 平成30年1月1日現在
※年2回の期末・勤勉手当が支給されます。
- 【休日・休暇】 年次休暇のほか、年末年始の特別休暇等があり、週休2日制が実施されています。

防衛省 自衛隊高知地方協力本部四万十地域事務所

電話番号 0880-35-3096 E-mail kochi-pco40010@softbank.ne.jp



すくこん2018 in 宿毛市林邸

今年4月に新しく改修された宿毛市林邸で婚活イベントを実施します。新しくも情緒あふれる日本家屋でゆったりと婚活を行いませんか?昼食時には、地元婦人会指導による田舎料理体験で交流を楽しんでいただき、一人ひとりとしっかり向き合えるよう充実した交流時間をご用意しています。ぜひご参加ください。

開催場所:宿毛市林邸(宿毛市中央3丁目1番3号)

開催日時:2018年7月8日(日)、午前10時30分～午後3時頃まで(受付10時より)

参加資格:満20歳～45歳までの独身男女

(男性は宿毛市・大月町・三原村在住の方、女性は国内在住の方)

募集人数:男性15名、女性15名 ※定員を超えた場合は抽選となります。

参加費用:3,000円(当日現地現金支払い)

応募締切:2018年6月24日(日)

問い合わせ:公益社団法人 宿毛青年会議所 宿毛市中央2-2-18 宿毛商工会議所内

TEL/FAX(0880)63-3484(平日10:00～15:00)

e-mail:sukumojc@mb.gallery.ne.jp

※当日は本人確認ができるもの(免許証など)を必ずお持ちください。



中学校入学式

三原村と包括連携協定を締結している高知県県立大学の社会福祉学部田中きよむ教授と研究室所属の学生(通称Pシスターズ)の皆さんが平成30年3月22日三原村役場にて、村の特性を盛り込みながら考案された歌や健康体操を披露してくれました。



およろこび

上原谷

つゆの しんすけ
津野 旬丞くん
(H30.4.3生まれ)
父:展邦さん 母:菜季咲さん

これからよろしくね!